

〔特集〕 多様化する被用者と年金等の所得保障のあり方

障害年金における障害等級 —障害等級の見直しに向けた一試論

福島 豪（関西大学法学部 教授）

要旨

障害年金は、障害者の所得保障のための制度として、障害者の防貧機能を有する。しかし、障害年金は、原則として障害者に就労所得がある場合でも支給される一方で、有期認定の障害年金の場合には、更新時の就労状況によって障害年金の減額や支給停止が行われることがあるので、障害年金のカバレッジを再考する余地があると指摘される。そこで、本稿は、障害年金の目的に即して、稼得能力の制限という観点から障害等級の見直しを試みた。

1. はじめに

障害基礎年金および障害厚生年金（以下、障害年金）は、国民年金および厚生年金保険の被保険者が、障害認定日において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に支給される（国民年金法30条1項、厚生年金保険法47条1項）。この給付要件は、障害年金の障害要件と呼ばれる¹。

本稿は、障害年金における障害の概念を、障害と関連する保険事故との対比と、障害年金と障害補償給付における障害等級の比較を通して明らかにした上で、障害等級の見直しを試みることを目的とする²。最後は、試論にとどまるものの、実定法制度の分析を前提とした政策論³を意図している。

2. 障害年金の目的と機能

(1) 障害年金の目的

障害年金は、障害者の生活の安定を目的とする（国民年金法1条、厚生年金保険法1条）。障害年金の目的は、障害年金が所得（または稼得能力）の喪失のリスク⁴に備える年金保険の枠内で支給されると

いう制度設計であることを踏まえると、障害者が心身の障害によって長期にわたり所得を稼ぐことができない場合に、定期金の支給によって代わりの所得を保障することと捉えられる。この目的は、最低生活保障の考え方に基づく障害によって必要となる生活費を保障するものと、従前生活保障の考え方に基づく障害によって失われた所得を補うものに区別することができる⁵。必要な生活費を保障するという目的は、20歳以上の国内居住者を被保険者として定額年金を支給する国民年金によって、失われた所得を補うという目的は、被用者を被保険者として報酬比例年金を支給する厚生年金保険によって担われている。

したがって、障害基礎年金は、20歳以上の障害者が障害によって必要となる基礎的な生活費を保障することを目的とする。これに対して、障害厚生年金は、障害が中程度以上の場合には障害基礎年金と相まって、被用者であった障害者が障害によって失われた従前の所得を補うことを目的とする⁶。

(2) 障害年金の機能

障害年金は、障害者が貧困状態に陥ることを予防するという機能を有する⁷。障害年金が現に防貧機能を果たしているのかを、厚生労働省「令和元年障害年金受給者実態調査」で確認しておきたい⁸。

障害年金受給者数は、2019年で209万6千人である。このうち、障害厚生年金受給者数は43万人であるのに対して、障害基礎年金のみの受給者数は166万6千人であり、全体の4分の3を占める。前者のうち、1級の障害厚生年金と障害基礎年金の受給者数は7万人、2級の障害厚生年金と障害基礎年金の受給者数は22万3千人、3級の障害厚生年金受給者数は13万7千人である。後者のうち、1級の障害基礎年金

のみの受給者数は63万6千人、2級の障害基礎年金のみの受給者数は103万人である。つまり、2級の障害基礎年金のみの受給者が全体の半分近くを占める。

障害基礎年金の平均月額は、2019年で1級8万1,575円、2級6万5,956円である。障害基礎年金を含む障害厚生年金の平均月額は、1級15万3,124円、2級11万5,619円、3級5万5,682円である。このうち、受給者数が最も多い2級の障害基礎年金の額が最も重要な給付水準であるものの、高齢者と比べて障害に伴う費用など多くの生活費を必要とする障害者の基礎的な生活費を賄える水準として制度設計されているわけではない⁹。

障害年金受給者は、就労により所得を稼ぐことも可能である。現に、障害年金受給者の就業率は、2019年で34.0%である。この割合は、障害の程度が軽くなるにつれて上昇する傾向にある。しかし、就業している障害年金受給者の46.0%は、年間の労働収入が50万円未満である。結果として、障害年金受給者のいる世帯の年間収入の中央値は、193万円であり、一般世帯の年間所得金額の中央値437万円と比べて低い。特に、障害基礎年金のみの受給者の約4割は、貧困状態にあるという¹⁰。したがって、障害年金受給者のうち生活保護を受給している割合は2019年で7.6%であり、老齢年金受給者の1.6%（2017年）、遺族年金受給者の1.2%（2020年）と比べると、障害年金の防貧機能は低い¹¹。その一方で、就業している障害厚生年金受給者の8.1%は、年間の労働収入が500万円以上である。

障害年金と生活保護を受給する障害者に加えて、障害年金を受給できずに生活保護を受給する障害者が増えていることを踏まえると、障害年金の防貧機能に揺らぎが見られるので、障害年金のカバレッジを再考する余地があると指摘される¹²。就労所得との関係では、年金月額の高低と就労所得の高低はあまり関係なく、高額な障害年金受給者が高額の就労所得を受け取っていることがあるという。その一方で、有期認定の障害年金の場合には、更新時の就労状況によって障害等級の変更が行われ、結果として障害年金の減額や支給停止が行われることがあり、このことが有期認定の障害年金受給者の就労を躊躇させる要因になるという。つまり、一方で過剰給付

の可能性が生じており、他方で就労阻害の可能性が生じていると指摘される¹³。この指摘は、障害年金の仕組みにおいて、障害がどのように捉えられており、障害等級がどのように制度設計されているのかという問いを投げかける。

3. 障害と関係する保険事故

(1) 障害と傷病

障害年金の障害要件によると、障害は傷病を原因とする。傷病に対する所得保障給付として、健康保険の傷病手当金がある。

傷病手当金は、労働者の療養のための休業によって失われた所得を補うことを目的とし、健康保険の被保険者が療養のため労務に服することができない場合に支給される（健康保険法99条1項）。傷病手当金の支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間であるものの、同一の傷病に関しては、支給開始日から通算して1年6か月を超えないものとする（健康保険法99条1項・4項）。それ以降は、障害年金の支給対象となる。

したがって、傷病と障害は、いずれも所得の喪失をもたらすものの、傷病手当金は短期間の健康侵害の状態を保険事故とするのに対して、障害年金は長期にわたる健康侵害の状態を保険事故とする。

(2) 障害と老齢

障害と老齢は、いずれも長期にわたる所得の喪失をもたらすので、国民年金および厚生年金保険の保険事故となる。

老齢は、国民年金法および厚生年金保険法の本則において、65歳に達したこと、または65歳以上であることと定められる（国民年金法26条、厚生年金保険法42条）。

障害は、確かに65歳より前に発生する点で老齢と区別される。しかし、障害と老齢は、いずれも長期にわたり所得を稼ぐことができないという意味で、定期金の支給による所得保障を必要とする事由である。したがって、老齢は加齢に伴い生じる障害であるとともに、障害は老齢の早期発生であると捉えられる¹⁴。

(3) 障害と要介護状態等

障害は、介護保険の保険事故である要介護状態および要支援状態（以下、要介護状態等）の原因と位置づけられている。

要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう（介護保険法7条1項）。他方で、要支援状態とは、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上もしくは精神上の障害があるために継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいう（介護保険法7条2項）。要介護状態等は、介護に要する1日あたりの時間に応じて7段階に区分されている（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令1条1項、2条1項）。

したがって、障害年金における障害は、所得の喪失をもたらすという意味で、就労により所得を稼ぐことができないことに着目しているのに対して、要介護状態等は、介護の必要をもたらすという意味で、日常生活に支障があること¹⁵に着目している。ただし、障害年金における障害は、後述するように、日常生活に支障があることに着目している部分がある。

4. 障害年金と障害補償給付の障害等級

(1) 障害年金の等級制の趣旨

障害年金の障害要件は、初診日から1年6か月が経過した日または傷病が治った日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあることである（国民年金法30条1項、厚生年金保険法47条1項）。

障害年金において等級制が採用されているのは、社会保険の仕組みでは拠出記録に基づき受給権が発生するという1対1の対応関係が原則として貫かれている¹⁶ので、給付要件が保険事故という形で定型化されやすい¹⁷からだと考えられる。すなわち、障害者の個別的な福祉ニーズに対する自立支援給付においては、具体的な障害福祉サービスの量の決定が要請されるので、介護給付費の支給決定は、障害者の障害支援区分その他の勘案事項を適切に考慮することによって行われると考えられる（障害者総合支援法22条）。これに対して、定型的な所得保障ニ-

ズに対する年金保険給付においては、画一的な障害認定が要請されるので、障害年金は等級制を採用していると考えられる。

(2) 障害年金の障害等級

障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級、3級である（国民年金法30条2項、厚生年金保険法47条2項）。1級は重度の障害、2級は中程度の障害、3級は軽度の障害である。1級と2級は障害基礎年金と障害厚生年金で共通であり、3級は障害厚生年金のみである。

歴史を遡ると、被用者を対象とする厚生年金保険の障害等級は、1954年改正により3級制を採用し、労働能力の制限という観点から制度設計されていた。これに対して、無業者も対象とする国民年金の障害等級は、1959年の国民年金法制定により2級制を採用し、労働能力の制限ではなく、日常生活能力の制限という観点から制度設計されていた¹⁸。しかし、1985年改正による基礎年金の導入に伴い、国民年金と厚生年金保険とで異なっていた1級と2級は、障害基礎年金と障害厚生年金で統一された¹⁹。したがって、1級と2級は日常生活能力の制限に着目しており、労働能力の制限に着目しているのは3級に限られる。

障害等級の各級の障害の状態は、政令の別表にある障害等級表で定められている（国民年金法施行令4条の6、厚生年金保険法施行令3条の8）。障害年金の障害等級表は、もともと、労災補償（工場法施行令上の障害扶助料）の障害等級表を基礎にして、身体的外部障害による客観的な機能障害を列記し、それ以外の障害を包括する規定を加えて形成された²⁰。すなわち、障害年金の障害等級表は、障害の状態の例を眼、耳、口、体幹、上肢、下肢といった身体の部位ごとに個別に示し、例示規定に該当しない障害の状態について包括規定を置くという姿になっている（国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第一）。包括規定によると、1級は日常生活の用ができない程度の障害、2級は日常生活が著しい制限を受ける程度、3級は労働が著しい制限を受ける程度の障害である。

障害等級表においては、日常生活は労働よりも狭い範囲の活動を指し、日常生活能力と労働能力は概

念上区別されているので、日常生活に支障があることは、直ちに就労により所得を稼ぐことができないことを意味しない。そうすると、日常生活に支障があることは、就労により所得を稼ぐことができないこととどのような関係にあるのか。この問題について、筆者は、障害によって所得を稼ぐことができない場合に代わりの所得を保障するという障害年金の目的に照らして、後者を中心に判断するもの、その際に前者を判断要素とする立場を採る²¹。すなわち、中程度の2級は、日常生活が著しい制限を受ける程度の障害があると、同時に労働もできないはずだと考えて、所得を稼ぐことができないとみなしている。したがって、2級の障害年金の額は、老齢年金の額と同額になっていると考えられる。

また、重度の1級は、日常生活の用ができない程度の障害があると、所得を稼ぐことができないとみなしているとともに、介護費が必要になる。したがって、1級の障害年金の額は、障害年金2級の額に1.25倍を加算した額になっていると考えられる。他方で、軽度の3級は、労働が著しい制限を受ける程度の障害があると、所得を稼ぐことが制限されるものの、労働能力は一部残っている。したがって、3級に該当する障害がある者は、障害厚生年金のみを受給することができると考えられる²²。

(3) 障害補償給付の障害等級

障害年金と同じ等級制を採用する社会保険給付として、労災保険の障害補償給付がある。障害補償給付は、労働者の業務上の障害による労働能力の喪失に対する損失填補を目的とする。ここでいう「労働能力」は、一般的な平均的労働能力を意味し、被災労働者が被災当時就労していた職種上の平均的労働能力を意味するものではない²³。

障害補償給付は、業務上の傷病が治って身体に障害が残存する場合に（労働基準法77条）、障害等級に応じて支給される（労災保険法15条1項）。障害補償給付の障害等級は、重度のものから順に、1級から14級まで分かれており、1級から7級までが障害補償年金の対象となり、8級から14級までは障害補償一時金の対象となる（労災保険法15条2項、別表第一、別表第二）。

障害補償給付の障害等級は、厚生労働省令の別表

にある障害等級表で定められている（労災保険法施行規則14条1項）。障害補償給付の障害等級表は、身体を眼、耳、鼻、口、神経系統の機能または精神、頭部・顔面・頸部、体幹、上肢、下肢の各部位に分け、それぞれの部位における身体障害を機能の面に重点を置いた生理学的観点から、例えば眼における視力障害などの機能障害に分け、各障害を労働能力の喪失の程度に応じて一定の順序の下に配列している²⁴。障害補償給付の障害等級表は、身体障害の程度を一般的な平均的労働能力の喪失という観点から区分しており、被災労働者の年齢、職種、利き腕、知識、経験などの職業能力に関わる条件を考慮して制度設計されていない²⁵。

障害補償年金の額は、身体障害の程度に応じて、給付基礎日額の313日分（1級）から131日分（7級）までとなっている。障害補償年金の額は、ILO121号勧告（1964年の業務災害給付勧告）により完全永久労働不能の場合の定期金の額を労働者の従前所得の3分の2と定めていることに倣って、完全永久労働不能である3級の障害補償年金の額を給付基礎日額の3分の2（67%）に相当する245日分とし、これを基準として労働基準法上の障害補償の障害等級ごとの比率により定めたものである²⁶。他方で、障害補償一時金の額は、身体障害の程度に応じて、給付基礎日額の503日分（8級）から56日分（14級）となっている。

(4) 障害年金における障害の概念

障害年金における障害は、傷病と対比すると、健康侵害の状態が1年6か月を超えるという意味で、長期にわたる健康侵害の状態と捉えられる。その上で、障害は、老齢とともに、長期にわたる所得の喪失をもたらすという意味で、国民年金および厚生年金保険が保障する就労により所得を稼ぐことができない事由の1つと位置づけられている。この点で、障害年金における障害は要介護状態等とさしあたり区別される。しかし、障害年金の1級と2級は、日常生活能力の制限に着目しているため、要介護状態等と区別することが難しい。

障害年金における障害の程度は、社会保険における給付要件（保険事故）の定型性から、障害等級によって区分されている。障害年金の障害等級は、身

体の外部障害については、障害補償給付の障害等級と同じく客観的な機能障害の程度と対応しているものの、身体の内部障害と精神の障害については、日常生活能力または労働能力の制程度合いを基準としている。結果として、障害等級表の解釈基準としての障害認定基準²⁷は、障害ごとに異なっており、一貫した判断枠組みを欠いている²⁸。

障害年金の障害等級は、障害補償給付の14等級(障害補償年金は7等級)と比べると、3等級と大まかな区分となっている。このことは、障害年金と障害補償給付の目的の違い、すなわち20歳以上の国内居住者または労働者の一般的な所得保障なのか、それとも労働者の特別な所得保障としての業務上の災害による損失填補なのかによって説明することができる。つまり、障害補償給付は、業務上の障害を対象とするので、就労にどの程度の支障があるのかという観点から障害等級を決める必要があるのに対して、障害年金は、業務上外を問わない障害を対象とするので、就労との関わりで障害等級を決める必要がないからだと考えられる²⁹。

5. 障害年金の障害等級の見直し

(1) 障害等級の見直しの必要性

障害年金は、前述したように、障害によって所得を稼ぐことができない場合に代わりの所得を保障することを目的とする。しかし、障害年金の障害等級と就労により所得を稼ぐ能力としての稼得能力の制程度合いとの関係は、必ずしもはっきりしない。現行制度では、日常生活能力、労働能力、稼得能力には一定の相関関係が推認できることもあり³⁰、3級は労働能力の制限に着目しているものの、1級と2級は日常生活能力に着目しており、しかも身体の外部障害の程度は客観的な機能障害によって日常生活能力や労働能力の制限があるとみなしている。障害等級の歴史の変遷の中で、機能障害の程度が重視されてきたとともに、労働能力や稼得能力より機能障害との親和性が高い日常生活能力が基準とされてきたことから、日本の障害年金は、医学モデルを純化していく道を歩み続けてきたと指摘される³¹。結果として、就労所得があるにもかかわらず、障害年金を受給している障害者がいる一方で、就労所得がないにもかかわらず、障害年金を受給していない障害

者がいる。障害年金受給者の中にも、就労所得が少ない者がいる一方で、就労所得が多い者がいる。

障害年金の障害等級のうち、1級と2級が日常生活能力の制限という観点から制度設計されているのは、国民年金の被保険者の中には就労により所得を稼いでいない無業者が含まれているからである。しかし、無業者も、稼得能力の制限という観点から認定することは可能である。なぜなら、稼得能力は、一般労働市場には多様な労働が存在することを前提に、いずれかの労働に従事することができることを意味しているからである。また、神経系統の機能または精神に関する障害補償給付の1級(神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの)および2級(神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの)の規定も踏まえると、日常生活能力の制限は、労働能力の制限より重度の障害と考えられているのかもしれない。しかし、日常生活能力の制限は、日常生活に支障があるという意味で、要介護状態等と区別することが難しく、障害年金の要保障事由とはいえない。

障害年金の要保障事由は、その目的からすると、障害それ自体ではなく、障害によって所得を稼ぐことができないこと、つまり稼得能力の制限と捉えられる³²。しかし、現行の障害等級表では、稼得能力の制限を理由に所得保障ニーズを抱える障害者が取り残されてしまう³³。また、現行制度では、障害年金が無拠出制の年金である場合に就労所得と調整される(国民年金法36条の3)。しかし、拠出制の障害年金の場合でも、高額の就労所得がある障害者に障害年金を支給することは、代わりの所得を保障するという障害年金の目的に適合しない。したがって、立法論としては、障害年金の目的に即して、障害等級を稼得能力の制限(または稼得活動への制限³⁴)という観点から見直すとともに、障害年金と就労所得の合計額が高額になる場合には、就労インセンティブに配慮しながら³⁵、就労所得に応じて障害年金を調整することが望ましい³⁶。

(2) 障害等級の見直しの選択肢

障害等級の見直しの選択肢として、まずは、法律上の障害要件を稼得能力の制限と定めることが考えられる。立法者が法律上の障害要件を稼得能力の制

限と定めるのであれば、ドイツの障害年金³⁷を踏まえると、稼ぐことができる就労所得に着目するのか、例えば平均賃金の一定割合を超える就労所得を稼ぐことができないと規定するのか（従来の稼得不能の概念）、利用することができる職業資格に着目するのか、例えば従前の職業に従事することができないと規定するのか（従来の職業不能の概念）、それとも働くことができる労働時間に着目するのか、例えば1日何時間未満しか働くことができないと規定するのか（現在の稼得能力減退の概念）、という選択肢が考えられる。この場合には、障害年金は「稼得能力制限年金」と呼ばれることになる。

確かに、稼得能力の制限度合いを具体的な基準によって定めることは、画一的な障害認定をもたらすので、法的安定性に寄与する。しかし、稼得能力、特に具体的な労働時間数の認定が容易でないことは、ドイツにおいてしばしば指摘される。また、法律上の障害要件が稼得能力の制限と定められる場合には、稼得能力という不確定概念の解釈が問題となるので、障害認定に際して稼得能力を制限された障害者が能力に適した職場を見つけられないという失業リスクが考慮される可能性が理論的には残る。障害年金の障害認定に際して失業リスクを考慮するメリット（年金保険と雇用保険とのシームレスな保障が実現する）とデメリット（障害者の労働市場への参加という課題が後景に退く）はあるものの、障害認定の難しさという問題が生じるので、裁判所による統制がより重要になる。

そうすると、日本の障害年金の延長線上にある選択肢としては、法律上の障害要件は維持するものの、政令上の障害等級表を稼得能力の制限という観点から見直すことが考えられる。障害の程度を客観的に認定する³⁸ためには、行政が政令によって障害等級表を定めて、機能障害に着目した例を個別に示しながら、個別に例示できない心身の障害については、稼得能力の制限に着目して包括的に定めるという方向性になる。この場合には、「障害年金」という名称は維持される。

その上で、稼得能力の制限度合いを、稼ぐことができる就労所得や働くことができる労働時間といった具体的な基準によって定めて給付要件（保険事故）の定型性を維持するのか、それとも障害補償給付の

障害等級表のように就労することができないとか就労が相当な程度に制限されるとか就労に相当な程度の支障があるといった抽象的な基準によって定めて個別の事情を審査判定する³⁹のか、という選択肢が考えられる。後者の例として、社会モデルの立場から、日本の障害年金に扶助原理が混在していることを前提に、稼得活動への制限がみられるかどうかを、障害によって就労の機会が喪失しているかどうか、障害者の置かれた状況が就労にどのような影響を与えているのかによって具体的に判断することが提案されている⁴⁰。政令上の障害等級表が稼得能力の制限という観点から見直されるのであれば、包括規定は抽象的な基準で定められることになる。

いずれの選択肢が採られるにせよ、障害等級、特に1級と2級が日常生活能力の制限という観点から制度設計されていることは、障害年金の目的によって正当化することが難しく、見直される必要がある。

(3) 障害等級1級の位置づけと障害年金の調整

障害等級が稼得能力の制限という観点から見直される場合には、1級の位置づけと障害年金の調整が問題となる。このうち、1級加算は、老齢年金の額を上回る部分であり、介護加算と説明されてきた。しかし、その趣旨は不明確になっている⁴¹。そうすると、1級を障害それ自体がもたらす所得保障の必要に対応するもの⁴²、例えば老齢より重度の稼得能力の制限と位置づけ直して、1級加算を維持するのか、それとも1級加算を廃止して、障害年金に就労インセンティブを組み込むため、代わりに就労移行・定着加算を導入する⁴³のか、という選択肢が考えられる。前者の場合には、障害基礎年金は2級制、障害厚生年金は3級制となり、後者の場合には、障害基礎年金は1級制、障害厚生年金は2級制となる。

他方で、障害年金受給者に就労所得がある場合に、障害年金の調整のあり方が問題となる。例えば、就労所得が障害等級に応じて許容される限度額を超える場合には、就労所得に応じて障害年金の一部が支給停止される仕組みが考えられる。障害等級が重くなるにつれて、就労により所得を稼ぐことができなくなるので、許容される就労所得の限度額は低くなる。その際、特に障害基礎年金の額が不十分であるにもかかわらず、障害年金の調整の仕組みが稼得能

力を制限された障害者の就労を抑制するという労働のディレンマを解消するため、許容される就労所得の限度額をある程度高額に設定することが必要になる⁴⁴。その限りにおいて、雇用と福祉の境界領域にある障害者の就労と障害年金は併存しうる⁴⁵と考えられる。

(4) 障害年金と労働市場の関係

障害年金における障害が長期にわたる健康侵害の状態と捉えられるとしても、障害年金の要保障事由は、前述したように、稼働能力の制限と捉えられる。これは、障害者の社会参加という観点からは、障害によって労働市場に参加することができないことを意味しており、必ずしも労働市場から永続的に排除されることに限られず、労働市場への参加が一時的に制限されることも含む⁴⁶。現に、精神の障害を理由とする障害年金受給者の増加は、有期認定の障害年金受給者の増加をもたらしている⁴⁷。

したがって、障害者が就労により所得を稼ぐことができない場合に代わりの所得を保障するための障害年金は、障害者に労働市場からの退出を可能にするという機能を有する⁴⁸。その上で、障害年金は、障害者に稼働能力がある場合には、障害者が労働市場に参加することを可能にするための就労支援と連携することが望ましい。例えば、稼働能力がある障害者に対しては、早期リハビリテーションという観点から、障害年金の受給前または受給時に障害者雇用促進法および障害者総合支援法における就労支援を実施することが提案されている⁴⁹。

また、障害年金の目的は、障害者の所得保障のみならず、障害者の労働市場への参加の支援にもあると考えるのであれば、障害者に稼働能力がある場合には、障害年金を原則有期年金として支給する選択肢が考えられる。さらに一歩進んで、健康が害された者の労働市場への参加を早期に支援することが重視されれば、スウェーデンの障害年金⁵⁰のように、障害年金を老齢年金と別の制度として傷病手当金と統合することも考えられる⁵¹。この場合には、併せて、20歳前障害基礎年金を国民年金から切り離して障害者向けの扶助給付に再編することが必要にならう⁵²。

6. おわりに

障害年金は、多くの障害者が現に就労にかかる困難を抱える現状を前提として給付を行うことによって、障害者の抱える困難の一因ともなっている現存する不平等や差別を容認し、固定化する面がある⁵³。確かに、障害年金の目的は、障害によって所得を稼ぐことができない場合に代わりの所得を保障することにあるので、所得保障ニーズを発生させる原因の解決は、障害年金の役割ではなく、雇用分野における障害者の割当雇用（雇用率）や差別禁止の役割である⁵⁴。しかし、障害者雇用が進められる中で、障害の有無のみに着目して年金を一律に支給する制度には差別的な要素がある⁵⁵ので、障害等級は、不合理な差別とならないよう、社会事実の変化に即した合理的なものに見直す必要がある⁵⁶。

〈注〉

- ¹ 堀勝洋『年金保険法〔第5版〕』（法律文化社、2022年）433頁。
- ² 本稿は、福島豪「障害年金の権利保障と障害認定」社会保障法33号（2018年）129-130頁で言及した障害等級のあり方を再論するものである。
- ³ 笠木映里ほか『社会保障法』（有斐閣、2018年）45頁〔中野妙子〕。
- ⁴ 笠木ほか・前掲注3）71頁〔嵩さやか〕。
- ⁵ 最低生活保障と従前生活保障の考え方については、菊池馨実『社会保障法〔第3版〕』（有斐閣、2022年）37-38頁を参照。
- ⁶ 福島・前掲注2）115-116頁。
- ⁷ 百瀬優「所得保障」山村りつ編著『入門障害者政策』（ミネルヴァ書房、2019年）54頁。
- ⁸ 本稿で出典を明示しない数字は、厚生労働省「令和元年障害年金受給者実態調査」による。
- ⁹ 百瀬優「障害年金の給付水準」社会保障法33号（2018年）104-105頁。
- ¹⁰ 百瀬優「障害者と貧困」駒村康平編著『貧困』（ミネルヴァ書房、2018年）124頁。
- ¹¹ 老齢年金受給者と遺族年金受給者の数字は、それぞれ厚生労働省「平成29年老齢年金受給者実態調査」と厚生労働省「令和2年遺族年金受給者実態調査」による。
- ¹² 百瀬・前掲注7）55-56頁。
- ¹³ 百瀬・前掲注9）111-112頁。
- ¹⁴ 堀・前掲注1）37-38頁。
- ¹⁵ 堤修三『介護保険の意味論』（中央法規、2010年）30頁。
- ¹⁶ 菊池・前掲注5）31-32頁。

- ¹⁷ 笠木ほか・前掲注3) 28頁〔笠木映里〕。
- ¹⁸ 安部敬太「障害年金における等級認定(2)」早稲田大学大学院法研論集177号(2021年) 4-8頁。
- ¹⁹ 吉原健二編著『新年金法』(全国社会保険協会連合会, 1987年) 154頁。
- ²⁰ 安部敬太「障害年金における等級認定(1)」早稲田大学大学院法研論集176号(2020年) 8頁, 18頁。
- ²¹ 中川純「障害年金の課題と改革の方向性」社会保障法研究16号(2022年) 73頁。
- ²² 福島・前掲注2) 122-123頁。
- ²³ 保原喜志夫ほか編『労災保険・安全衛生のすべて』(有斐閣, 1998年) 248頁〔加藤智章〕。
- ²⁴ 厚生労働省労働基準局労災管理課編『労働者災害補償保険法〔八訂新版〕』(労務行政, 2022年) 407頁。
- ²⁵ 西村健一郎『社会保障法』(有斐閣, 2003年) 375-376頁。
- ²⁶ 厚生労働省労働基準局労災管理課編・前掲注24) 420頁。
- ²⁷ 昭和61年3月31日庁保発15号。
- ²⁸ 安部敬太「障害年金における障害認定の現状」障害法6号(2022年) 14-15頁, 中川・前掲注21) 82-84頁。
- ²⁹ 山田耕造「障害者の所得保障」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第2巻』(法律文化社, 2001年) 184-185頁。
- ³⁰ 福田素生「障害年金をめぐる政策課題」社会保障研究4巻1号(2019年) 93頁。
- ³¹ 安部敬太「障害年金における等級認定(3・完)」早稲田大学大学院法研論集178号(2021年) 18-21頁。
- ³² 福島・前掲注2) 121頁。
- ³³ 関ふ佐子ほか「〔座談会〕高齢・障害と社会法」法律時報92巻10号(2020年) 29-30頁〔永野仁美発言〕。
- ³⁴ 永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」障害法6号(2022年) 34-35頁。
- ³⁵ 永野仁美『障害者の雇用と所得保障』(信山社, 2013年) 261-262頁。
- ³⁶ 福島・前掲注2) 129頁。
- ³⁷ さしあたり, 福島豪「ドイツ障害年金の法的構造(1)(2)(3・完)」大阪市立大学法学雑誌53巻1号(2006年) 87頁以下, 2号(2006年) 354頁以下, 3号(2007年) 616頁以下を参照。
- ³⁸ 堀・前掲注1) 432頁。
- ³⁹ 河野正輝『障害法の基礎理論』(法律文化社, 2020年) 234頁。
- ⁴⁰ 永野・前掲注34) 36頁。
- ⁴¹ 百瀬・前掲注9) 108-109頁。
- ⁴² 太田匡彦「社会保障給付における要保障事由, 必要, 財, 金銭評価の関係に関する一考察」高木光ほか編『行政法学の未来に向けて』(有斐閣, 2012年) 326頁。
- ⁴³ 中川・前掲注21) 90-91頁。
- ⁴⁴ 中川・前掲注21) 85-86頁。
- ⁴⁵ 倉田賀世「就業困難者を受容し得る社会保障法制の構築に向けて」社会保障法36号(2021年) 94-96頁。
- ⁴⁶ 福島豪「障害年金の現代的課題」年金と経済35巻4号(2017年) 8頁。
- ⁴⁷ 百瀬優「障害年金の課題と展望」社会保障研究1巻2号(2016年) 343頁。
- ⁴⁸ 林健太郎「有業の低賃金・低所得層をいかなる存在として把握すべきか」菊池馨実ほか編著『働く社会の変容と生活保障の法』(旬報社, 2023年) 60頁。
- ⁴⁹ 河野・前掲注39) 235-240頁。
- ⁵⁰ 百瀬優『障害年金の制度設計』(光生館, 2010年) 124-126頁。
- ⁵¹ 江口隆裕『変貌する世界と日本の年金』(法律文化社, 2008年) 230頁。
- ⁵² 福島・前掲注46) 7頁。
- ⁵³ 笠木映里「座談会基調報告」法律時報92巻10号(2020年) 9頁。
- ⁵⁴ 笠木映里「〔基調報告〕憲法と社会保障法」宍戸常寿ほか編著『憲法学のゆくえ』(日本評論社, 2016年) 416-417頁。
- ⁵⁵ 笠木映里ほか「〔座談会〕憲法と社会保障法」宍戸ほか編著・前掲注54) 449-450頁〔笠木映里発言〕。
- ⁵⁶ 笠木ほか・前掲注55) 450頁〔山本龍彦発言〕。